

吉野川市国民健康保険税計算方法

国民健康保険は使用目的に応じて、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分、④子ども・子育て支援金分の4つの区分に分かれています。それぞれの区分において△所得割、□均等割、◇平等割の税率等で計算し、合計したものが国民健康保険税の年税額となります。

- ①医療分…医療費の給付などに充てられる財源
- ②後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を支えるための支援金
- ③介護分…介護保険の財源となる介護納付金分（40歳～64歳の介護2号被保険者の方のみご負担いただくもの）
- ④子ども・子育て支援金分…子ども・子育て支援金制度を拡充するための支援金

- △所得割…国保加入者の前年中の所得に応じて計算
- 均等割…国保加入者一人につきいくらと計算（未就学児は5割で計算）
- ◇平等割…一世帯につき計算

※所得割に用いる所得=前年中の総所得金額等－基礎控除(令和8年度は43万円)

(計算式)下の各項目を組み合わせると一世帯の保険税額が決まります。

区 分			令和8年度税率等			国保税年税額 ①+②+③+④	
① 医療分	所得割 加入者の所得()円	×	8.90%	⇒ △()円	} ⇒	医療分の保険税計 ① 限度額67万円	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき※1 30,500円	⇒ □()円			
	平等割 世帯につき計算	×	1世帯につき 20,800円	⇒ ◇ 20,800円			
② 後期高齢者支援金分	所得割 加入者の所得()円	×	3.00%	⇒ △()円	} ⇒	後期高齢者支援金分の保険税計 ② 限度額26万円	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき※1 12,000円	⇒ □()円			
	平等割 世帯につき計算	×	1世帯につき 7,600円	⇒ ◇ 7,600円			
③ 介護分 (40～64歳)	所得割 加入者の所得()円	×	2.50%	⇒ △()円	} ⇒	介護分の保険税計 ③ 限度額17万円	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき 12,000円	⇒ □()円			
	平等割 世帯につき計算	×	1世帯につき 6,000円	⇒ ◇ 6,000円			
④ 子ども・子育て支援金分	所得割 加入者の所得()円	×	0.28%	⇒ △()円	} ⇒	子ども・子育て支援金分の保険税計 ④ 限度額3万円	
	均等割 世帯の18歳以上加入者数()人※2	×	1人につき 1,200円	⇒ □()円			
	平等割 世帯につき計算	×	◇18歳以上均等割50円を含みます。 1世帯につき 800円	⇒ ◇ 800円			

※1 未就学児は均等割額(軽減対象の場合は軽減後の均等割額)の5割で計算します。

※2 18歳未満の子ども・子育て支援金分の均等割が軽減されます。この軽減された額は18歳以上の方で負担します(18歳以上均等割)。

【軽減について】

均等割・平等割について、世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)及びその世帯の国民健康保険被保険者の所得金額の合計が判定基準以下の場合、平等割・均等割が軽減されます。該当世帯には自動適用しますが、所得未申告の場合は適用になりません。

- ・7割軽減→基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下
 - ・5割軽減→基礎控除額43万円+(31万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下
 - ・2割軽減→基礎控除額43万円+(57万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下
- ※ 給与所得者等とは次の①～③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

- ①給与収入55万円超の方
- ②公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)の方
- ③公的年金等の収入金額110万円超(65歳以上)の方

国民健康保険税については納期限内にお納めください。
納期限後の納付になりますと、延滞金を請求する場合があります。

●問い合わせ 市国保年金課 国民健康保険税係
☎22-2213 FAX22-2243